

(1) 貴自治体名	(2) 貴部署名	(1) 医科外来患者 (単独) 意見書再提出 期間	(2) 歯科外来患者 (単独) 意見書再提出 期間	(3) 医科外来患者 (他法併給) 意見書再 提出期間	(4) 歯科 外来患者 (他法併給) 意見書再 提出期間
大阪市	福祉局生活福祉部保 護課	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月
堺市	健康福祉局生活福祉 部生活援護管理課	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月
岸和田市	福祉部生活福祉課	1～6カ月	0カ月	1～6カ月	0カ月
豊中市	福祉事務所	6カ月		6カ月	
池田市	福祉部生活福祉課	6カ月	なし	6カ月	なし
吹田市	福祉部生活福祉室	6カ月（主治医の判断に より異なる）	6カ月（主治医の判断に より異なる）	6カ月（主治医の判断に より異なる）	6カ月（主治医の判断に より異なる）
泉大津市	生活福祉課	6カ月	なし	6カ月	なし
貝塚市	福祉部生活福祉課	6カ月	なし	6カ月	なし
守口市	健康福祉部生活福祉 課	6カ月	なし	6カ月	なし
枚方市	健康福祉部福祉事務 所生活福祉課	6カ月		6カ月	
茨木市	福祉部生活福祉課	6カ月	なし	6カ月	なし
八尾市	生活福祉課	6カ月	なし	6カ月	なし
泉佐野市	生活福祉課	6カ月	なし	6カ月	なし
富田林市	子育て福祉部生活支 援課	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月

(1) 貴自治体名	(2) 貴部署名	(1) 医科外来患者 (単独) 意見書再提出 期間	(2) 歯科外来患者 (単独) 意見書再提出 期間	(3) 医科外来患者 (他法併給) 意見書再 提出期間	(4) 歯科 外来患者 (他法併給) 意見書再 提出期間
寝屋川市	福祉部保護課	6カ月		6カ月	
河内長野市	福祉部生活福祉課	2カ月	なし	2カ月	なし
松原市	福祉総務課	6カ月		6カ月	
大東市	福祉・子ども部生活 福祉課	最大6カ月	なし	最大6カ月	なし
和泉市	福祉部生活福祉課	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月
箕面市	福祉事務所健康福祉 部生活援護室	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月
柏原市	福祉こども部福祉総 務課保護係	6カ月	なし	6カ月	なし
羽曳野市	保健福祉部生活福祉 課	3～6カ月	3～6カ月	3～6カ月	3～6カ月
門真市	保健福祉部 保護課	6 カ月	なし	6 カ月	なし
摂津市	生活支援課	6カ月	なし	6カ月	なし
高石市	社会福祉課	3カ月	なし	3カ月	なし
東大阪市	生活福祉課	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月
泉南市	福祉保険部生活福祉 課	6カ月	なし	6カ月	なし
四條畷市	生活福祉課	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月

(1) 貴自治体名	(2) 貴部署名	(1) 医科外来患者 (単独) 意見書再提出 期間	(2) 歯科外来患者 (単独) 意見書再提出 期間	(3) 医科外来患者 (他法併給) 意見書再 提出期間	(4) 歯科 外来患者 (他法併給) 意見書再 提出期間
交野市	福祉部 生活福祉課				
大阪狭山市	健康福祉部生活保護 グループ	6カ月		6カ月	
阪南市	福祉事務所 生活支 援課				
島本町	健康福祉部福祉推進 課	6カ月	6カ月	6カ月	6カ月
大阪府岸和田子ども家庭セン ター (忠岡町、熊取町、田尻 町、岬町)	生活福祉課	6カ月		6カ月	
大阪府富田林子ども 家庭センター	生活福祉課	6カ月		6カ月	

(1) 貴自治体名	(5) 入院患者医療 (治療) 意見書再提出期間	(6) 医科：意見書例外規定	(7) 歯科：意見書例外規定
大阪市	入院の都度	医療扶助運営要領第3-3により、上記以外の期間で再提出を求めることもあります。	医療扶助運営要領第3-3により、上記以外の期間で再提出を求めることもあります。
堺市	3カ月	適時に病状や稼働能力等を把握する必要がある際は臨時に依頼することもあります。	
岸和田市	1～6カ月		医療要否意見書の発行は行っていない
豊中市	3カ月		状況に応じて求めている
池田市	6カ月、入院の都度	稼働能力の確認、自立支援医療等での単独受診の病状把握	
吹田市	6カ月（主治医の判断により異なる）		
泉大津市	6カ月、入院の都度		
貝塚市	3～6カ月	特になし	歯科医師会との協議に基づき、意見書の提出を必須としていない。
守口市	6カ月		
枚方市	入院の都度		
茨木市	入院の都度		
八尾市	入院の都度		
泉佐野市	入院の都度	診療見込期間によっては6カ月より前に再提出を求める場合もある。	医療要否意見書を活用していない。
富田林市	入院見込み期間に応じて		

(1) 貴自治体名	(5) 入院患者医療 (治療) 意見書再提出期間	(6) 医科：意見書例外規定	(7) 歯科：意見書例外規定
寝屋川市	入院の都度		要否意見書の提出は求めている。
河内長野市	1カ月又は入院の都度		歯科は意見書提出を求めている。口腔外科の場合、2カ月で求めている。
松原市	3カ月、入院の都度		
大東市	最大6カ月、入院の都度		
和泉市	1～6カ月		
箕面市	6カ月、入院の都度		
柏原市	6カ月		
羽曳野市	3～6カ月		
門真市	入院の都度		
摂津市	入院の都度		歯科は治療継続を認めておらず、単月での医療券発行としている。
高石市	入院の都度		
東大阪市	6カ月	※医療扶助実施方式上は、単独患者については3カ月、併給患者については6カ月ごとに意見書を発行する取扱いとなっているが、単独患者と併給患者の判別が困難である為、統一して6カ月ごとに発行している。	※医療扶助実施方式上は、単独患者については3カ月、併給患者については6カ月ごとに意見書を発行する取扱いとなっているが、単独患者と併給患者の判別が困難である為、統一して6カ月ごとに発行している。
泉南市	6カ月		嘱託医がいないため、意見書の提出は求めている。
四条畷市	6カ月		

(1) 貴自治体名	(5) 入院患者医療 (治療) 意見書再提 出期間	(6) 医科：意見書例外規定	(7) 歯科：意見書例外規定
交野市		嘱託医協議にて承認された見込期間を経過した時点	嘱託医協議にて承認された見込期間を経過した時点
大阪狭山市	3～6カ月		
阪南市		嘱託医協議により決定した月数	継続手続は行っていない
島本町	3カ月	精神入院は6カ月（最長）	
大阪府岸和田子ども家庭セン ター（忠岡町、熊取町、田尻 町、岬町）	6カ月、入院の都度		
大阪府富田林子ども 家庭センター	入院の都度		意見書を求めている。

(1) 貴自治体名	(8) 自立支援医療を併給者の病状報告書の要否	(9) 医療機関から意見書を提出する場合の郵送料	(10) 医療機関から診療状況を提出する場合の郵送料	(11) 医療機関から意見書を提出する方法・様式（複数回答可）	(12) 電子的に意見書を提出方法の検討
大阪市	必要としない	個々の状況により対応が異なります。	個々の状況により対応が異なります。	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない
堺市	必要としない	医療機関の負担	原則、意見書以外で診療状況の提出を求めることはございません。	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない
岸和田市	必要としない	医療機関の負担	福祉事務所（自治体）の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない
豊中市	必要としない	福祉事務所（自治体）の負担	福祉事務所（自治体）の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない
池田市	必要としない	福祉事務所（自治体）の負担	医療機関の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない
吹田市	必要としないが、自立支援提供書の提出	一般的に自治体負担だが例外あり。	福祉事務所（自治体）の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない
泉大津市	必要とする	医療機関の負担	医療機関の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない
貝塚市	必要としない	医療機関の負担	医療機関の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に別紙を添付して提出	
守口市	必要としない	医療機関の負担	医療機関の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない
枚方市	必要としない	福祉事務所（自治体）の負担	福祉事務所（自治体）の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない
茨木市	必要としない	福祉事務所（自治体）の負担	医療機関の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない
八尾市	必要としない	福祉事務所（自治体）の負担	福祉事務所（自治体）の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない
泉佐野市	必要としない	医療機関の負担	医療機関の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない
富田林市	必要としない	福祉事務所（自治体）の負担	医療機関の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない

(1) 貴自治体名	(8) 自立支援医療を併給者の病状報告書の要否	(9) 医療機関から意見書を提出する場合の郵送料	(10) 医療機関から診療状況を提出する場合の郵送料	(11) 医療機関から意見書を提出する方法・様式（複数回答可）	(12) 電子的に意見書を提出方法の検討
寝屋川市	必要としない	福祉事務所（自治体）の負担	福祉事務所（自治体）の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	電子申請について検討を始めたところ
河内長野市	必要としない	月1回のみ福祉事務所の負担	診療状況は確認していない	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない
松原市	必要としない	医療機関の負担	医療機関の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない
大東市	必要としない	医療機関の負担	医療機関の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない
和泉市	必要としない	医療機関の負担	医療機関の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない
箕面市	必要としない	福祉事務所（自治体）の負担	福祉事務所（自治体）の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない
柏原市	必要としない	医療機関の負担	診療状況の提出なし	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない
羽曳野市	必要としない	福祉事務所（自治体）の負担	福祉事務所（自治体）の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない
門真市	必要としない	医療機関の負担	医療機関の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない
摂津市	必要としない	福祉事務所（自治体）の負担	福祉事務所（自治体）の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	している
高石市	必要としない	医療機関の負担	医療機関の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない
東大阪市	必要とする	医療機関の負担	医療機関の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない
泉南市	必要としない	医療機関の負担	医療機関の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない
四条畷市	必要としない	医療機関の負担	医療機関の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない

(1) 貴自治体名	(8) 自立支援医療を併給者の病状報告書の要否	(9) 医療機関から意見書を提出する場合の郵送料	(10) 医療機関から診療状況を提出する場合の郵送料	(11) 医療機関から意見書を提出する方法・様式（複数回答可）	(12) 電子的に意見書を提出方法の検討
交野市	必要としない	福祉事務所（自治体）の負担	福祉事務所（自治体）の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない
大阪狭山市	必要としない	福祉事務所（自治体）の負担又は医療機関の負担	福祉事務所（自治体）の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない
阪南市	必要としない	医療機関の負担	医療機関の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない
島本町	必要としない	福祉事務所（自治体）の負担	福祉事務所（自治体）の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない
大阪府岸和田子ども家庭センター（忠岡町、熊取町、田尻町、岬町）	必要としない	医療機関の負担	医療機関の負担	意見書に手書き記入し提出, 意見書に印字して提出, 意見書に別紙を添付して提出	していない
大阪府富田林子ども家庭センター	必要としない	医療機関の負担	福祉事務所（自治体）の負担	意見書に印字して提出	していない

(1) 貴自治体名	(1) 診断書等発行費用を補助	(2) 問3(1)で「補助している」場合の補助の程度(複数回答可)	(3) ①障害年金の申請のための診断書	(4) ②障害者手帳申請のための診断書	(5) ③自立支援医療の申請のための診断書	(6) ④特定医療費(指定難病)申請の診断書
大阪市	補助している → (2)へ	医療扶助運営要領に定められている金額を上限に補助しています。	6,090円	6,090円	3,000円 ※精神	5,000円
堺市	補助している → (2)へ	上限額を定めている。	6,090円	6,090円	3,000円	5,000円
岸和田市	補助している → (2)へ	上限額を定めている。	6,090円	6,090円	3,000円	5,000円
豊中市	補助している → (2)へ	上限額を定めている。生活保護法で定められている上限額	上限なし	6,090円	3,000円	5,000円
池田市	補助している → (2)へ	全額補助	6,090円	6,090円	3,000円	5,000円
吹田市	補助している → (2)へ	上限額を定めている。	6,090円	6,090円	3,000円	5,000円
泉大津市	補助している → (2)へ	全額補助	6,090円	6,090円	3,000円	5,000円
貝塚市	補助している → (2)へ		6,090円	6,090円	3,000円	5,000円
守口市	補助している → (2)へ	上限額を定めている。	6,090円	6,090円	3,000円	5,000円
枚方市	補助している → (2)へ	上限額を定めている。	6,090円	6,090円	3,000円	5,000円
茨木市	補助している → (2)へ	上限額を定めている。	6,090円	6,090円	3,000円	5,000円
八尾市	補助している → (2)へ	上限額を定めている。	6,090円	6,090円	3,000円	5,000円
泉佐野市	補助している → (2)へ	証明書等の種類によって異なる。	6,090円	6,090円	3,000円	5,000円
富田林市	補助している → (2)へ	上限額を定めている。4,720円	6,090円	6,090円	3,000円	5,000円

(1) 貴自治体名	(1) 診断書等発行費用を補助	(2) 問3(1)で「補助している」場合の補助の程度(複数回答可)	(3) ①障害年金の申請のための診断書	(4) ②障害者手帳申請のための診断書	(5) ③自立支援医療の申請のための診断書	(6) ④特定医療費(指定難病)申請の診断書
寝屋川市	補助している → (2)へ	生活保護法による保護の実施要領について昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知および生活保護法医療扶助運営要領に示されている額。	6,090円	6,090円	3,000円*精神通院のみ	5,000円
河内長野市	補助している → (2)へ	原則、生活保護法の規定通りだが、特別基準の取り扱いもあり。	6,090円	6,090円	3,000円	5,000円
松原市	補助している → (2)へ		なし	6,090円	3,000円	5,000円
大東市	補助している → (2)へ	検診料・文書料の上限額	6,090円	6,090円	3,000円	5,000円
和泉市	補助している → (2)へ	上限額を定めている。	6,090円	6,090円	3,000円	5,000円
箕面市	補助している → (2)へ	上限額を定めている。	0円	6,090円	3,000円	5,000円
柏原市	補助している → (2)へ	上限額を定めている。	6,090円	6,090円	3,000円	5,000円
羽曳野市	補助している → (2)へ	上限額を定めている。4,720円から6,090円	6,090円	6,090円	3,000円	5,000円
門真市	補助している → (2)へ	上限額を定めている。6,090円	6,090円	6,090円	4,720円	5,000円
摂津市	補助している → (2)へ	上限額を定めている。	6,090円	6,090円	3,000円	5,000円
高石市	補助している → (2)へ	上限額を定めている。他法によって上限は異なる。	6,090円	6,090円	3,000円	5,000円
東大阪市	補助していない → 問4へ	補助ではないが、実施要領上の上限額について支給している。	6,090円	6,090円	3,000円	5,000円
泉南市	補助している → (2)へ	全額補助	6,090円	6,090円	3,000円	5,000円
四条畷市	補助している → (2)へ	上限額を定めている。	6,090円	6,090円	3,000円	5,000円

(1) 貴自治体名	(1) 診断書等発行費用を補助	(2) 問3(1)で「補助している」場合の補助の程度(複数回答可)	(3) ①障害年金の申請のための診断書	(4) ②障害者手帳申請のための診断書	(5) ③自立支援医療の申請のための診断書	(6) ④特定医療費(指定難病)申請の診断書
交野市	補助している → (2)へ	上限額を定めている。6,090円	6,090円	6,090円	3,000円	5,000円
大阪狭山市	補助している → (2)へ	上限額を定めている。	6,090円	6,090円	3,000円	5,000円
阪南市	補助している → (2)へ	生活保護の実施要領に基づく	6,090円	6,090円	3,000円	4,720円
島本町	補助している → (2)へ	上限額を定めている。生活保護法、厚労省通知等で定められている額	6,090円	6,090円	3,000円	5,000円
大阪府岸和田子ども家庭センター(忠岡町、熊取町、田尻町、岬町)	補助している → (2)へ	上限額以内であれば支給	6,090円	6,090円	3,000円	5,000円
大阪府富田林子ども家庭センター	補助していない → 問4へ					

(1) 貴自治体名	(7) ⑤その他（上記①～④以外の診断書がある場合）	患者が休日や夜間の福祉事務所が開いていない時間帯に受診した際の対応について（複数回答可）
大阪市		本市独自の休日・夜間等診療依頼証により診療を依頼し、後日医療券を発行している。
堺市	就職等に伴って必要とされる健康診断の診断書4,720円、施設等の入所に伴って必要とされる健康診断の診断書4,720円、介護扶助（みなし2号）申請3,300円～5,500円	当月分の生活保護受給者証を医療機関に提示し、後日速やかに保健福祉総合センターへ連絡してもらい、医療券を発行している。
岸和田市	特別自動扶養手当申請の診断書6,090円、要介護認定（新規）の診断書 在宅5,500円、施設4,400円、要介護認定（更新）の診断書 在宅4,400円、施設3,300円	そのまま受診してもらって、後日、医療券を発行している
豊中市	4,720円	休日・夜間受診票を事前に配布し、よく会長美に連絡してもらい、医療券を発行している。
池田市		そのまま受診してもらって、後日、医療券を発行している
吹田市	児童扶養手当受給のための診断書4,720円、保育事由証明のための診断書4,720円、救護施設入所のための診断書4,720円など。	そのまま受診してもらって、後日、医療券を発行している
泉大津市		そのまま受診してもらって、後日、医療券を発行している
貝塚市		そのまま受診してもらって、後日、医療券を発行している
守口市	介護保険法に基づく診断書5,500円	そのまま受診してもらって、後日、医療券を発行している
枚方市	障害認定にかかるもの以外の診断書4,720円	そのまま受診してもらって、後日、医療券を発行している。希望者には医療扶助受給者証を渡し、受診する際に提示してもらい、後日医療券を発行している。
茨木市		そのまま受診してもらって、後日、医療券を発行している
八尾市		休日・夜間診療依頼券を発行している *発行の基準及び恒常的にもしくは月ごと等の期間の定めの有無などは下記のその他にご記入ください。
泉佐野市		そのまま受診してもらって、後日、医療券を発行している
富田林市	介護認定 5,500円（新規・在宅）、4,400円（新規・入所、継続・在宅）、3,300円（継続・入所）	そのまま受診してもらって、後日、医療券を発行している

(1) 貴自治体名	(7) ⑤その他（上記①～④以外の診断書がある場合）	患者が休日や夜間の福祉事務所が開いていない時間帯に受診した際の対応についてお聞きます（複数回答可）
寝屋川市		そのまま受診してもらって、後日、医療券を発行している
河内長野市		そのまま受診してもらって、後日、医療券を発行している
松原市	介護保険主治医意見書6,090円	休日・夜間診療依頼券を発行している *発行の基準及び恒常的にもしくは月ごと等の期間の定めの有無などは下記のものにご記入ください。、そのまま受診してもらって、後日、医療券を発行している、半年ごと
大東市	みなし2号在宅者新規5,500円、みなし2号在宅者継続・施設4,400円、みなし2号入所者新規3,300円、みなし2号入院・入所者継続3,300円	そのまま受診してもらって、後日、医療券を発行している
和泉市	その他保護の実施決定上必要と認められるときの診断書 4,720円	そのまま受診してもらって、後日、医療券を発行している
箕面市		そのまま受診してもらって、後日、医療券を発行している
柏原市		夜間・休日緊急用医療受診票を保護開始時
羽曳野市	成年後見人制度市町村申し立て診断書4,720円、介護保険施設入所のための診断書4,720円	そのまま受診してもらって、後日、医療券を発行している
門真市	自立支援（精神通勤）3,000円、施設入所・通所4,720円	そのまま受診してもらって、後日、医療券を発行している、受給者証の提示を案内
摂津市		そのまま受診してもらって、後日、医療券を発行している
高石市	他の診断書 4,720円	そのまま受診してもらって、後日、医療券を発行している
東大阪市	成年後見人6,090円	世帯員一人ずつに保護受給証を毎年発行しており、医療機関へ提示するように指導。後日、医療券を発行している。
泉南市		そのまま受診してもらって、後日、医療券を発行している
四条畷市		そのまま受診してもらって、後日、医療券を発行している

(1) 貴自治体名	(7) ⑤その他（上記①～④以外の診断書がある場合）	患者が休日や夜間の福祉事務所が開いていない時間帯に受診した際の対応についてお聞きします（複数回答可）
交野市	上記以外4,720円	生活保護受給者証を提示して受診してもらい、後日医療券を発行している。
大阪狭山市		そのまま受診してもらって、後日、医療券を発行している
阪南市		そのまま受診してもらって、後日、医療券を発行している
島本町	上記以外4,720円	そのまま受診してもらって、後日、医療券を発行している
大阪府岸和田子ども家庭センター（忠岡町、熊取町、田尻町、岬町）		休日・夜間診療依頼券を発行している。1年ごとに発行、期間の定め有
大阪府富田林子ども家庭センター		休日・夜間診療依頼券を発行している。1年に1回

